

ゴミゼロ運動の手引き

1 参加申請

- (1)5月31日(日)に開催するゴミゼロ運動に参加する場合は、「ゴミゼロ運動参加申請書」をクリーン推進課へ提出して下さい。(提出期限：4月24日(金) 〆切)書類の不備などなければ、当日そのまま活動していただくことになります。
- (2)当日の悪天候時による実施の可否については、各区・自治会の判断としていただきます。で、市への連絡は不要です。
- (3)参加申請後、参加を取り止める場合は、クリーン推進課へご連絡下さい。

2 収集対象となるごみ

収集するごみは「可燃ごみ」と「不燃ごみ」になります。家庭から出たごみ、会社から出た事業のごみは回収できません。

3 清掃する場所

ゴミゼロ運動は各地域にある公共施設や公共道路等の公共の場所のごみを対象としています。私有地のごみは収集することができません。マンションや団地の敷地内等も私有地となりますので、敷地内のごみについては、管理組合や管理事務所で処理して下さい。

4 分別方法

- (1)事前に配付したボランティア袋を使用し、「可燃ごみ」と「不燃ごみ」に分別して下さい。ペットボトル等の燃えるものは「可燃ごみ」、缶類やびん類等の燃えないものは「不燃ごみ」として分別し、可燃ごみと不燃ごみが混在しないようにボランティア袋を分けてそれぞれ排出して下さい。
- (2)不法投棄された粗大ごみ(自転車、家電製品、タイヤ等)を発見した場合は、回収せず、後日、クリーン推進課までお知らせ下さい。現場を確認し別途対応します。
- (3)道路の側溝の泥を回収した場合は、別途、土木管理課へ回収を依頼して下さい。この場合、ボランティア袋は使用できませんので、各自透明の袋を用意し、泥を入れて下さい。

5 ボランティア袋の配布

- (1)ボランティア袋の配布を希望する場合は、「ゴミゼロ運動参加申請書」提出時に市役所2階のクリーン推進課の窓口でお渡します。参加申請書を郵送で送付する場合は、5月15日(金)～5月29日(金)(午前8時30分～午後5時まで、土・日は除く)の間にクリーン推進課に来庁し、ボランティア袋を受け取って下さい。
- (2)各支所での配布はできませんので、ご注意下さい。
- (3)ボランティア袋は、個々がそれぞれ収集したごみを最終的に集約する袋として使用して下さい。ごみを収集する際は、ボランティア袋を使わずに、別の収集用の袋をご用意いただくようお願いします。

※ボランティア袋の数には限りがあり、現在、中東情勢により、袋の原材料となる石油の確保が不透明な状態となっております。以前に、ゴミゼロ運動等を行った際の余った袋があればそちらを使用し、必要な分だけを配付希望して下さい。希望枚数を配付できない場合がありますので、予めご了承くださいませようお願いします。

6 ごみの排出方法と収集

- (1)集めたごみは、各地域の各集積場所の可燃ごみ、不燃ごみの収集日に分散して出させていただくか、別の収集日に数回に分けて排出して下さい。(1回に5袋まで)ただし、大量のごみが見込まれる場合等は、臨時収集を依頼することが可能です。臨時収集が必要な場合は、「臨時集積場所設置申請書」(位置図の添付を含む)を提出して下さい。(提出期限：4月24日(金) 〆切)
- ※臨時収集は悪天候の場合でも実施します。
- (2)臨時集積場所が私有地の場合、必ず所有者の承諾を得たうえで提出して下さい。
- (3)臨時集積場所設置申請書には必ず、臨時集積場所が確認できる位置図の添付をして下さい。
- (4)臨時収集は当日の10時より開始しますので、臨時集積場所に排出する際は、10時までにはお願いします。

7 保険について

ゴミゼロ運動中に発生したケガ等については、市で保険に加入していますが、十分注意して活動していただくようお願いします。もしも、大きなケガ等をした場合は、クリーン推進課にご連絡下さい。